

環境保全型農業に 取り組みましょう

様々な環境問題に直面している現代。持続可能な世界の実現を目指し、具体的な目標を定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成が求められています。農業分野において、国は令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、目標の1つに環境保全の取り組みを掲げており、本市においても「環境保全型農業」の推進を行っています。

問市農政課 ☎ 0994-31-1117

有機農業とは

環境保全型農業の一つとして、化学肥料や農薬、遺伝子組み換え技術を使用せず、環境への負荷をできる限り低減した生産方法を用いる有機農業があります。有機農業は一般に化学肥料や農薬を使用する慣行農業と比較して天候や害虫の影響を受けやすいことや、除草等の管理作業に人手が必要で、経費がかかる等の課題もあります。

全国的に農業分野における環境負荷低減の動きが高まる中、本市では今年度から生産者や消費者、流通販売事業者等との意見交換の場として「鹿屋市有機農業推進協議会」を設置。有機農業の拡大に向けた協議検討を行っています。

有機 JAS 認証って？



有機 JAS 規格に適合した方法で生産されている農産物のみが有機 JAS マークを貼ることができます。マークがない農産物には「有機」「オーガニック」の名称を表示できません。

（※1）有機農業でも使用が認められる農薬があります。

有機栽培で付加価値を 消費者が安心できるお茶を生産

7年程前から有機栽培に移行し、オーガニック茶の生産を行っています。有機栽培は取引の際に「有機 JAS 認証」を求められることが多いため、認証を取得し消費者の方が安心できるお茶の生産を心掛けています。生産工程では化学農薬を使用しないため、病害虫や雑草対策が大変ではありますが、取引先や価格も安定しているので、今後も有機栽培を続け、環境に配慮したオーガニック茶の提供を行っていきます。



有限会社 有島製茶
かどのくち たかし 隆 さん
門之口 奨 さん

自然の循環が育む こだわりの有機野菜を提供

9年前から減農薬による栽培に取り組み、5年前に有機栽培に切り替えて小松菜やほうれん草の栽培を行っています。有機栽培では化学農薬が使用できないため防除技術が求められますが、その分生産者としてこだわった野菜の栽培が可能です。有機野菜は土に含まれる豊かな栄養を取り込んでいるので、味も美味しく生で食べることも可能です。多くの人に有機野菜を知ってもらい、手に取ってもらえたらうれしいです。



有限会社 丸商 農園部
ひがしひら ゆうや 東平 祐也 さん

環境保全型農業とは

環境保全型農業とは、化学肥料・農薬の使用量低減や温室効果ガスの削減、農産物の生産に適した土づくりなどにより、環境への負荷を低減した農産物の生産に取り組む農業です。本市では「第2次かのや農業・農村戦略ビジョン」の基本施策の一つとして、環境保全型農業の推進を掲げており、環境に配慮した農業への取り組みに対し、機械設備等の導入や有機 JAS 認証の取得に要する費用を補助するなどの支援を行っています。

01 ヒートポンプ



▲施設園芸ではヒートポンプを導入することで、燃油使用量削減に伴う温室効果ガスの削減が見込めます。

02 I P M 農法



▲作物に有害な病害虫・雑草を、利用可能な全ての技術を総合的に組み合わせて防除する農法で、環境への負荷低減が見込めます。

土壌分析の実施

農産物の生産に適した土づくりを行うためには、土壌分析の結果に基づく適切な施肥設計が必要です。本市では、平成15年に土壌分析室を設置し、農家等からの依頼を受けて農地の土壌分析を実施しています。土壌分析とは人が健康診断を受けるのと同じように、土壌の状態を検査するもので、作物に適した土づくりに必要なことです。この分析結果をもとに、化学肥料を適正な量だけ散布し、使用を減らすことで環境負荷の低減につながります。ぜひ土壌分析室を活用し、環境保全型農業に取り組みましょう。



▲土壌分析には通常2週間以上、かんしょ定植前の時期は1か月以上かかる場合があります。分析を希望する人は、時間に余裕を持ってお申し込みください。

鹿屋市有機 J A S 認証取得支援事業

有機農産物の生産者に対して有機 J A S 認証の取得に要する費用の一部を助成します。



▲市ホームページ

- 対象者 市内に住所又は事業所を有する農業者又は、農事組合法人・農地所有適格法人・特定農業団体・その他農業者の組織する団体で有機農産物の生産者（食品加工は除く）
- 対象経費 新規認証申請料、認証手数料
- 補助額 ○新規認証申請料：定額 ※上限は 15,000 円
○認証手数料：1 / 2 以内
※上限は個人が 87,000 円、法人・団体が 175,000 円
- 申請 令和7年3月31日（月）までに市農政課又は総合支所産業建設課に申請書等を提出
※申請書は市農政課、総合支所産業建設課、市ホームページに有り

